



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 遠州トラック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤田 邦彦
(J A S D A Q ・ コード 9 0 5 7)
問合せ先
執行役員総務部長兼経理部長
鈴木 初夫
電 話 0 5 3 8 - 4 2 - 1 1 1 1

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、今般の改正会社法の施行を踏まえ、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、主な改定箇所を下線で示しております。

記

1. 当社及び子会社(以下、当社グループという)の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、法令、定款、社内諸規程を遵守することはもとより、社会人として常に社会規範、社会倫理に則った行動をとり、企業活動を通じて社会的責任（CSR）を果たすものとする。この一環として、グループ共通の「企業行動指針」（10項目）を定めている。
- (2) 当社グループは、連携のとれた内部統制システムを推進するため、内部統制システム及び法令順守（コンプライアンス）に関する諸規程の整備を図るとともに、コンプライアンス委員会が各職場における遵法状況を統括的にチェックする体制を構築し、全社的な遵法風土の確立を目指す。
- (3) 当社グループの取締役及び従業員は、それぞれ業務の運営状況について相互に牽制し合い、万一、法令違反等不適切な事実を発見した場合は、内部通報制度（ヘルプライン）その他の手段により、遅滞なくコンプライアンス委員会に報告するものとする。取締役社長はかかる風土の醸成に努めるとともに、そのための従業員教育を徹底する。
- (4) 当社の内部監査室は、取締役社長直属の機関として、監査方針、監査計画及び監査結果を適時取締役社長に報告する。また、内部監査室は、業務執行部門から一定の独立性を保持する一方、監査に当たっては監査役と連携し、随時、コンプライアンスの状況を取締役や監査役に報告するものとする。不適切な事例については改善のための助言、勧告を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程等に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要な場合、閲覧、謄写できる体制を確保する。

- (2) 電磁的記録については、IT技術の進展に伴い漏洩リスクが格段に高まっているため、情報管理規程に則り、記録媒体の管理を厳正に行い、そのバックアップシステムの整備強化に努める。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、経営の意思決定のタイミングや巧拙に伴う全般的な事業運営リスクや機会損失リスク、与信リスク、システムリスク、環境侵害リスク、訴訟リスク等、多岐に亘る諸リスクを的確に把握し、適時、適切に取締役会、関係部署に伝達する体制を構築する。これらのリスクの管理及び損失の予防のため、リスク管理規程を定め、リスクアンケートに基づきリスクの抽出、評価、分析、対策立案及び報告等を行う仕組みを制度化している。
- (2) 斯業にとってリスクウェイトの高い交通事故や荷役作業中の事故防止に向け、安全衛生委員会や自動車整備講習会等を定期的で開催し、事故原因の究明、対策の立案、実行に努める。
- (3) 大規模地震災害等に備え、有事の際の防災体制を確立するとともに、今後、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、業務運営上の役割及び責任を明確化するため、執行役員制度を導入し、取締役が経営環境の変化に機動的に対応できる体制を確保する。
- (2) 当社の経営上の重要事項は、定時取締役会又は臨時取締役会に付議、報告されるほか、毎週開催される経営会議（常勤役員、執行役員で構成）において、取締役会への付議・報告案件をはじめ重要な経営事項についての審議を行う。また、日々の業務執行状況は毎週開催される本社連絡会議（本社執行役員、部・次長等で構成）、各事業所の月次の業績分析や対応策等は毎月開催される業績分析改善会議（役員、事業部長、本社部長、営業所長で構成）や事業部会議等に報告される。当社は、これらの諸会議を通じて取締役の業務執行や意思決定の判断に資する体制を確保する。
- (3) 子会社各社は、幹部社員で構成する会議体等において、上記の意思決定プロセスに準じた体制を確保する。

5. 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に関係会社会議を主催し、子会社の業務執行状況等の報告を受けるとともに、必要な指示伝達を行う。同会議は必要に応じて随時招集する。なお、子会社の月次の業務執行状況や重要な経営事項は当社取締役会に報告、付議される。
- (2) 当社は、グループ内融資制度を設け、適宜必要なグループ会社間の資金運用を指導し、資金運用の効率化、子会社の経営の安定化に資する。
- (3) 当社の親会社である住友倉庫及びそのグループ各社と連携し、グループとして一体となった適正な事業運営を進めるため、法令等への対応についてよく情報交換に努めるとともに、当社グループの内部統制の整備・運用状況をはじめ、重要な業務執行状況等については適時親会社に報告する。なお、当該関係によるも、当社の経営方針は尊重されており、親会社との取引条件の決定をはじめとする日々の業務執行は独自の判断で行う体制を確保している。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その指名を行う。
- (2) 前項の従業員は、取締役会及び他のいかなる業務執行部門からも独立し、その指示命令権限は監査役に属し、監査役の同意なく当該従業員の人事異動等を行わない。
- (3) 監査役から指示命令を受けた当該従業員は、その指示命令に従うとともに、その指示の実効性を確保するため、必要な調査権限を有するものとする。

7. 当社グループの取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会をはじめ前記の諸会議に必要な応じて出席するとともに、取締役及び従業員から報告を受ける。
- (2) 取締役は、適時、重要な経営情報、業務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、内部通報制度その他より、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について従業員等から情報を入手した場合、遅滞なくこれを監査役に報告する。
- (3) 従業員が職制を通じ、或いは内部通報制度により、直接、間接とを問わず監査役に報告を行った場合、コンプライアンス規程に基づき、これを理由として当該従業員に対し不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について取締役社長と意見交換を行うとともに、他の取締役、会計監査人、子会社の取締役等との情報交換に努める。当該打ち合わせには必要に応じ、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を求める。
- (2) 監査役は、内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、監査役監査と内部監査の実施方法や報告体制等について相互に必要な調整を行う。また、監査役は、経理部、総務部、経営企画部等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が独自に公認会計士や弁護士等からの助言及びこれらに類する補助を第三者から受ける必要があると判断し、その職務の執行のために費用の前払い等の請求を行った場合、当該目的に叶う限り、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (2) 内部統制委員会（委員長；取締役社長）は、上記の目的達成のため、各部署でのモニタリングを通して発見された内部統制上の重要な不備事項に対し、適切に是正又は予防策を策定し、全社或いは関係部署に指示、伝達を行う。同委員会は、取締役会、監査役、内部監査室等とよく連携を図る。

- (3) 取締役会は、取締役社長による内部統制活動が有効に機能することについて監督責任を負い、監査役、内部監査室は、それぞれ独立した立場から内部統制の整備・運用状況を監視し、必要に応じその改善策を取締役に勧告する。

(参考)

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を排除することを基本としています。万一、反社会的勢力より不当要求がなされた場合、事由の如何を問わず事実を隠蔽することなく、必要に応じて法的な対抗措置をとります。これらのことが当社の業績や事業活動に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、当該事実について適時、適切な情報開示を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社グループは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に則り、以下の体制整備を進めています。

- (1) 反社会的勢力に対する担当部署を総務担当部門とし、社内体制の整備、社内啓蒙等の全社的な展開をコンプライアンス委員会と連携し、実施する。
- (2) コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係遮断などを内容とする「企業行動指針」（10項目）を定め、当社ホームページにその内容を掲載するとともに、社員の入社時に同指針を記載した書面を交付している。
- (3) 「反社会的勢力による被害を防止するための基本指針」（5項目）を取締役会決議に基づき制定している。この中で、反社会的勢力排除に関する基本指針のもと、警察、企業防衛対策協議会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密な連携をとり、反社会的勢力に対し、資金提供、便宜供与、その他これに類する行為を行わない旨を宣言している。

以上